平成23年３月１日
号外第１号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

条　例

○秋田県非営利団体自立的活動促進臨時対策基金条例（１・地域活力創造課）……３
○秋田県児童虐待防止等臨時対策基金条例（２・福祉政策課）……３
○秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（３・長寿社会課）……４
○秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例（４・健康推進課）……５
○秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例（５・健康推進課）……５
○秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例（６・消費生活室）……５
○秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例（７・雇用労働政策課）……５

この号で公布された条例のあらまし

◇**秋田県非営利団体自立的活動促進臨時対策基金条例**（秋田県条例第１号）

１　特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体の自立的活動を促進し、もって公共分野における民間活動の領域の拡大及びその定着を図るため、これらの団体が行う業務運営体制の整備及び寄附金の募集の支援、当該活動のモデルとなる取組等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県非営利団体自立的活動促進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第１条関係）

２　基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第２条～第７条関係）

３　施行期日等

⑴　この条例は、公布の日から施行することとした。

⑵　この条例は、平成25年９月30日限り、その効力を失うこととした。

◇**秋田県児童虐待防止等臨時対策基金条例**（秋田県条例第２号）

１　児童虐待を受けた児童、配偶者からの暴力の被害者、高齢者、障害者並びに子ども及び青年に関する施策の充実を図り、もってこれらの者の福祉の増進に資するため、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援、配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護、高齢者及び障害者の支援並びに子ども及び青年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県児童虐待防止等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第１条関係）

２　基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第２条～第７条関係）

３　施行期日等

⑴　この条例は、公布の日から施行することとした。

⑵　この条例は、平成25年３月31日限り、その効力を失うこととした。

◇**秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第３号）

１　題名を秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例に改めることとした。（題名関係）

２　次に掲げる施設の整備の促進に係る臨時の事業を秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金の対象事業（以下単に「対象事業」という。）に加えることとした。（第１条関係）

⑴　特別養護老人ホーム等を定員が一人である居室、共同生活室等により構成される施設とするための改修

⑵　小規模介護施設の耐震性の確保その他の防災のための改修及びその老朽化に対応するための改修

３　地域における高齢者等に対する支援を行う民間の団体の設立等の促進に係る臨時の事業を対象事業に加えることとした。（第１条関係）

４　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇**秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第４号）

１　秋田県妊婦健康診査臨時対策基金の設置期限を平成24年３月31日（現行平成23年３月31日）に延長することとした。（附則第２項関係）

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第５号）

１　一定の場合においては所要の金額を国庫に返還するために秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金（以下「基金」という。）の一部を処分することができることとした。（第６条関係）

２　基金の設置期限を平成25年３月31日（現行平成24年３月31日）に延長することとした。（附則第２項関係）

３　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第６号）

１　秋田県消費生活相談臨時対策基金の設置期限を平成25年３月31日（現行平成24年３月31日）に延長することとした。（附則第２項関係）

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第７号）

１　秋田県緊急雇用創出臨時対策基金（以下「基金」という。）が対象とする事業に、失業者に対する生活に必要な資金の貸付けに係る事業を加えることとした。（第１条関係）

２　基金の設置期限を平成25年３月31日（現行平成24年３月31日）に延長することとした。（附則第２項関係）

３　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

一　秋田県非営利団体自立的活動促進臨時対策基金条例

二　秋田県児童虐待防止等臨時対策基金条例

三　秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例

四　秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例

五　秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例

六　秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例

七　秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例

平成二十三年二月一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県条例第一号

秋田県非営利団体自立的活動促進臨時対策基金条例

（設置）

第一条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体の自立的活動を促進し、もつて公共分野における民間活動の領域の拡大及びその定着を図るため、これらの団体が行う業務運営体制の整備及び寄附金の募集の支援、当該活動のモデルとなる取組等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県非営利団体自立的活動促進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条　基金として積み立てる金額は、予算で定める。

（管理）

第三条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

（運用益金の処理）

第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第五条　知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条　基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2　前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例は、平成二十五年九月三十日限り、その効力を失う。

秋田県条例第二号

秋田県児童虐待防止等臨時対策基金条例

（設置）

第一条　児童虐待を受けた児童、配偶者からの暴力の被害者、高齢者、障害者並びに子ども及び青年に関する施策の充実を図り、もつてこれらの者の福祉の増進に資するため、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援、配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護、高齢者及び障害者の支援並びに子ども及び青年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県児童虐待防止等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条　基金として積み立てる金額は、予算で定める。

（管理）

第三条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

（運用益金の処理）

第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第五条　知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条　基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

２　前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第三号

秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条　介護保険事業及び老人福祉事業による多様な保健医療サービス及び福祉サービスの提供並びに介護施設等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八条第九項に規定する介護を提供する事業の用に供する施設、同条第二十項、第二十四項及び第二十五項に規定する施設並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四及び第二十九条第一項に規定する施設であって、消防法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第百七十九号）附則第二条第二項の規定（以下「技術上の基準に関する経過規定」という。）の適用を受けるもの並びに法第八条第十七項若しくは第十八項又は法第八条の二第十七項に規定する介護を提供する事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）における災害発生時の入所者等の安全の確保を図るとともに、地域における高齢者及び障害者並びにこれらの者の家族に対する支援（以下「地域支援」という。）の充実を図るため、次に掲げる施設の整備等の促進に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

一　小規模介護施設（法第八条第十四項又は法第八条の二第一項若しくは第十八項に規定するサービスを提供する事業の用に供する施設及び法第八条第二十五項に規定する施設であって、その定員が二十九人以下のものをいう。以下同じ。）の新設及び増設

二　法第八条第二十項又は第二十四項から第二十六項までに規定する施設を定員が一人である居室、共同生活室等により構成される施設とするための改修

三　小規模介護施設の耐震性の確保その他の防災のための改修及びその老朽化に対応するための改修

四　介護施設等におけるスプリンクラー設備の整備

五　法第八条第十八項又は法第八条の二第十七項に規定する介護を提供する事業の用に供する施設であって技術上の基準に関する経過規定の適用を受けるものにおける自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備

六　地域支援を行う民間の団体の設立及びその事務所の設置、地域支援の中核となる施設又は組織の整備、地域支援を担う人材の育成並びに新たな地域支援の取組

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四号

秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五号

秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

３　第一項の規定にかかわらず、知事は、第一条に規定する事業の一部について厚生労働大臣が定める当該一部の事業の実施期限後に当該一部の事業に係る基金の保管の状況等を厚生労働大臣に報告した場合において国庫に返還すべき額が生じたときは、その額に相当する金額を国庫に返還するため、基金の一部を処分することができる。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六号

秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県消費生活相談臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第七号

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「住宅の確保等」を「生活に必要な資金の貸付けその他生活の安定の確保」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号